

投資信託総合取引約款 新旧対照表

旧	新
第19条（届出事項） 1. お客さまは、次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、その旨および詳細を当社所定の書面によって届け出るものとします。 (1) お客さまについて補助、補佐または後見に係る家庭裁判所による審判が開始されたとき (2) 家庭裁判所の審判により、お客さまについて補助人、保佐人または後見人の選任がなされたとき (3) お客さまの氏名、住所その他、お客さまが当社に届け出た事項に変更または取り消しが生じたとき 2. 当社は、当社が前項に定める届け出を受領する前に前項各号に定める事由に起因してお客さままたは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。	第19条（届出事項） 1. お客さまは、次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合、その旨および詳細を当社所定の書面によって届け出るものとします。 (1) お客さまについて補助、補佐または後見に係る家庭裁判所による審判が開始されたとき (2) 家庭裁判所の審判により、お客さまについて補助人、保佐人または後見人の選任がなされたとき (3) お客さまの氏名、住所その他、お客さまが当社に届け出た事項に変更または取り消しが生じたとき (4) お客さまの補助人、保佐人、後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき 2. 当社は、当社が前項に定める届け出を受領する前に前項各号に定める事由に起因してお客さままたは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。
第25条（本約款の変更） 当社は、本規定の内容を変更する場合には、原則として変更内容を当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。	第25条（本約款の変更） 1. 本約款の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の約款の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。